

# いつまでも住み慣れた地域で 自分らしく暮らすために

## 「介護予防・日常生活支援総合事業」



### ここがポイント

介護保険制度の改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業が創設され、甲州市では平成29年3月から利用できるようになりました。

この事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」とで構成され、65歳以上の皆様の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的としています。

介護予防・生活支援サービス事業のサービスを利用する場合は、要支援認定の手続きをしなくても、簡単な基本チェックリストによる判定で、サービスの「事業対象者」としてご利用いただけます。

甲州市

# ご利用までの流れ

ご相談窓口： 甲州市役所 介護支援課 地域包括支援センターに相談し、必要なサービスと一緒に考えます。

こんな方は

- ① 要介護・要支援認定が必要でサービスを利用したい方
- ② 要介護・要支援の更新を希望する方

こんな方は

- ① 要支援1・2の方で、更新時に「訪問介護」「通所介護」のみの利用を希望する方
- ② 要支援に相当する状態の65歳以上の方で、訪問型サービス・通所型サービスのみの利用を希望する方

要介護・要支援認定申請  
(認定ができるまで1ヶ月はかかります)

基本チェックリスト

要介護1~5

要支援1・2

非該当

事業対象者

非該当

総合事業を申請

介護サービス

を利用できます。

介護予防サービス

を利用できます。

介護予防・生活支援サービス事業

を利用できます。

一般介護予防事業

を利用できます。  
(65歳以上のすべての高齢者が利用可能)

\*第2号被保険者の方(64歳以下)は要支援1・2の認定を受けた方が介護予防・生活支援サービスを利用できます

\*おたすけサポートサービス(訪問型サービス B)については、要支援または事業対象者のときから本事業を利用し、要介護の認定を受けた日以降も継続的に本事業を利用する者(継続利用要介護者)も対象とします。

## 基本チェックリスト・事業対象者とは

基本チェックリストは、25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。その基本チェックリストに該当した方を「事業対象者」と呼び、介護予防・生活支援サービス事業サービスの利用できます。

## 基本チェックリスト(一部)

- バスや電車で1人で外出していますか？
  - 転倒に対する不安は大きいですか？
  - 週に1回以上は外出していますか？
  - 今日が何月何日かわからない時がありますか？
- 等

# 介護予防生活支援サービス

対象者：①要支援認定を受けた方  
 ②基本チェックリストにより介護予防生活支援サービスの事業対象者となった方(要支援に相当する方を想定)

## ◇通所型サービス

	国の基準による通所型サービス (通所型独自サービス)	市独自の基準による通所型サービス (通所型サービス A)
内容	デイサービスで、食事、入浴などのサービスや、生活機能向上のためのサービスが受けられます。	予防通所介護事業所の緩和した基準によるサービス。通所による運動・レクリエーションを行い、運動機能向上や交流の支援
自己負担 (目安) ☆1割負担の場合	○1週当たりの標準的な回数を定める場合 ・事業対象者・要支援1(週1回程度) 1,798円/月 ・要支援2 (週2回程度) 3,621円/月 ※サービス計画と利用実績が異なる場合は下記の単価×利用回数となります。 ○1月の回数を定めた場合 ・事業対象者・要支援1(1回～4回) 436円/回 ・要支援2 (1回～8回) 447円/回	① 一日型 348円/回 ② 半日型 233円/回 半日型については運動機能向上を中心としたプログラムを週1回利用可能

## ◇ももたろう塾(短期集中予防サービス・通所型サービス C)

内容	自立した日常生活の維持に必要な運動機能、口腔機能、栄養改善を目的に、リハビリ等の専門職が、短期集中(概ね3ヶ月から6か月間)で支援を行う通所型のプログラム 週1回 午前9:30～11:30 *送迎あります。
自己負担	200円/回

## ◇訪問型サービス

	国の基準による訪問型サービス (訪問型独自サービス)	市独自の基準による訪問型サービス (訪問型サービス A)
内容	ヘルパーによる身体介護・生活援助	予防訪問介護事業所の緩和した基準によるサービス(買い物・掃除・洗濯等の生活援助)
自己負担(目安) ☆1割負担の場合	○1週当たりの標準的な回数を定める場合 週1回程度 1,176円/月 週2回程度 2,349円/月 週2回を超える場合 3,727円/月 ※サービス計画と利用実績が異なる場合は単価287円×利用回数となります。 ○1月の回数を定めた場合(3,727単位以内) 身体介護・生活援助の利用 287円/回 生活援助が中心 20分～45分 179円/回 45分以上 220円/回 短時間の身体介護 163円/回	① 30分未満 142円/回 ② 30分以上60分未満 249円/回 ③ 60分以上90分未満 380円/回 ※いずれも週2回以内

## ◇おたすけサポートサービス(訪問型サービス B)

内容	養成講座を受けたボランティアによる、ゴミだし・片付け・買い物付添い・話し相手等の支援で、本人や家族等ができない日常のちょっとした困りごとへの支援です。 * 事前に会員登録が必要です。
自己負担	30分 100円(最大1時間30分まで) + 交通費100円 交通費に関しては支援内容によって自己負担が増える場合があります。

※継続的に利用している方については要介護認定を受けた後も利用が可能です。  
(但し、サポートセンターが対応可能と認めた場合)

## ◇1ヶ月に利用できるサービス

要介護認定、または基本チェックリストによって「要支援1・2」と認定された人及び「事業対象者」と判定された人は、原則として費用の1割(一定以上所得者は2割・3割)を負担することで、サービスを受けられます。また、区分により、サービス費用の1ヶ月あたりの上限額が決められています。

区 分	限度額《1ヶ月》
事業対象者 要支援1	5.032 単位
要支援2	10.531 単位

◇介護予防ケアマネジメント ケアプラン(サービス計画)の作成  
サービスのご利用に当たっては、地域包括支援センターに相談し、ケアマネジャーにケアプラン(サービス計画)の作成をしてもらいます。(無料)

# 一般介護予防事業

◇対象者:65歳以上の方

<p><b>●いきいき健幸教室</b> 自分らしくいきいきと健康で幸せな生活を目指して開催している運動教室です。 簡単で効果的な運動を専門家と一緒に楽しく行えます!! 毎月1回 午後1時30分～(会場によっては14時00分～) 地区公民館など市内12会場で実施。 *詳細は毎月広報の情報カレンダーでお知らせしています。</p>
<p><b>●健幸隊</b> <b>地域での介護予防の取組みを応援します!!</b> 地域の方々が自主的に声をかけ合って、各地区の公民館等で月に1回介護予防のための体操教室を開催しています。講師は市の方で派遣します。</p>
<p><b>●すこやか脳トレーニング講座</b> 物忘れの防止のため、脳を活性化する活動を行うプログラムです。</p>
<p><b>●家庭でできる筋力アップ体操 デジタル111チャンネル(リモコン11)</b> 毎日、自宅でできる筋力アップのための体操や腰痛・膝痛予防のためのポイントを紹介しています。 ◆塩山・大和地区 午前9時00分～/午後4時30分～ ◆勝沼地区 午前6時30分～/午後1時00分～ 午後4時30分～/午後11時30分～</p>

お問合わせ:介護支援課 高齢者支援担当 34-5434  
甲州市地域包括支援センター 32-5600